

02. 那覇市議会議員定数条例

平成 14 年 12 月 27 日
条 例 第 6 8 号

改正 平成 18 年 6 月 1 日 条例第 30 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定に基づき、那覇市議会議員の定数は、40 人とする。

付 則

- 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。ただし、付則第 2 項の規定は、同日から施行する。
- 2 那覇市議会議員の定数を減少する条例(平成元年那覇市条例第 11 号)は、廃止する。

付 則(平成 18 年 6 月 1 日条例第 30 号)

この条例は、次の一般選挙から施行する。

[参照条文]

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)

〔市町村議会の議員の定数〕

第 91 条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

②～⑧ [略]